平成２２年（フ）第１０７８号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1448番地５
プラムハイツＡ―201
債務者　牛嶋　健一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７９号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1448番地５
プラムハイツＡ―201
債務者　牛嶋　ゆき
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５号
熊本市月出４丁目４番110号
債務者　河﨑　賢一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４６号
熊本市清水亀井町４番２―405号
債務者　平山　智江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０号
熊本市坪井４丁目10番６号　グローリーハイム202号
債務者　上妻まり子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７号
広島県福山市手城町２丁目21番30―７号
債務者　三宅　　敦
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６５０号
奈良県天理市富堂町217番地１　ボナール103号室
債務者　春山　道子（旧姓中井・片山）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
島根県安来市安来町1814番地１
債務者　祖田　奈那
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
松江市古志原２丁目29番２―206号　県営東津田団地
債務者　植田　敏子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
広島県福山市春日町浦上2791番地１、旧住所広島県福山市千田町３丁目35番10号
債務者　藤井　　智
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３５号
広島県福山市幕山台１丁目２番12号　サンコーポおがわ101号
債務者　宮崎　俊雄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５７号
青森県むつ市下北町20番17号
債務者　菊地　弘二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
青森県平川市猿賀南田118番地
債務者　村上　正子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７１０号
名古屋市中川区山王３丁目８番28号　丸三ビル３―Ｅ号
債務者　南光有紀こと花村みゆきこと　金　信子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７３号
大阪市西区本田２丁目10番８号　604
債務者　小松　千鶴（旧姓赤池）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０号
大阪市東淀川区淡路２丁目６番４号　パレ淡路202号
債務者　山崎　涼子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８号
大阪市鶴見区諸口６丁目６番６―610号
債務者　間　喜代光
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部